

現行	改正案	備考
<p>(崖に近接する建築物)</p> <p>第6条 高さ2メートルを超える崖に近接して建築物を建築するときは、当該建築物と崖との間に、崖の上にあつては崖の下端から、崖の下にあつては崖の上端から、崖の高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 次号に規定する建築物を建築する場合以外の場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ 崖の上に建築物を建築する場合で、当該建築物の基礎を鉄筋コンクリート造の布基礎その他これに類するものとし、かつ、崖の下端から30度の角度をなす面の下方に当該基礎の底（杭基礎にあつては、杭の先端）を設けたとき。</p> <p>以下、略</p> <hr/> <p>解説・適用例</p> <p>●規制対象の崖から除外するもの（条例第6条第1項ただし書及び第2項）</p> <p>② ③以外の場合（第1項ただし書(1)）</p> <p>ウ 崖の上に建築物を建築する場合で、当該建築物の基礎を鉄筋コンクリート造の布基礎その他これに類するものとし、かつ、崖の下端から30度の角度をなす面の下方に当該基礎の底（杭基礎にあつては、杭の先端）を設けたとき。</p> <div data-bbox="201 1081 1261 1879" style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> </div>	<p>(崖に近接する建築物)</p> <p>第6条 高さ2メートルを超える崖に近接して建築物を建築するときは、当該建築物と崖との間に、崖の上にあつては崖の下端から、崖の下にあつては崖の上端から、崖の高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 次号に規定する建築物を建築する場合以外の場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ 崖の上に建築物を建築する場合で、当該建築物の基礎を鉄筋コンクリート造の布基礎その他これに類するものとし、かつ、崖の下端から30度の角度をなす面の下方に当該基礎の底（杭基礎にあつては、杭の先端）を設けたとき。</p> <p>以下、略</p> <hr/> <p>解説・適用例</p> <p>●規制対象の崖から除外するもの（条例第6条第1項ただし書及び第2項）</p> <p>② ③以外の場合（第1項ただし書(1)）</p> <p>ウ 崖の上に建築物を建築する場合で、当該建築物の基礎を鉄筋コンクリート造の布基礎その他これに類するものとし、かつ、崖の下端から30度の角度をなす面の下方に当該基礎の底（杭基礎にあつては、杭の先端）を設けたとき。</p> <div data-bbox="1359 1081 2418 1879" style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>基礎底等から地盤に伝わった力が、崖面に影響を及ぼさないことを目的としています。 そのための方法として、 <u>①基礎底を影響ラインより下げる</u> <u>②杭基礎とし、その先端を影響ラインより下げる</u> を例として記載しています。</p> <p>影響ラインより基礎の底（杭基礎にあつては、杭の先端）を下げるのと同等の方法として、<u>ラップルコンクリート地業や地盤改良工法の底を影響ラインより下げる方法があります。</u> <u>設計・施工に当たっては、計画、地盤の状況に応じ、崖面に影響を及ぼさないように、改良地盤のスベリ破壊の検討を行う等、以下の指針を参考とし、適切に行ってください。また、確認申請図書等には、改良工法の種類等、講じる措置及び設計の参考とした基準等を明記してください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>建築基礎構造設計指針（日本建築学会）</u> ・<u>建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針（日本建築センター）</u> 等 </div>	<p>地盤改良工法等について、明記。</p>

(敷地と道路との関係)

第8条 略

2 前項の特殊建築物のうち、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「興行場等」という。）の用途に供する建築物及び体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、卸売市場、展示場又は展覧会場で、かつ、それらの用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超える建築物の敷地は、その境界線の全長の5分の1以上が幅員6メートル以上の道路に接しなければならない。ただし、当該敷地の境界線の全長の3分の1以上が2以上の道路に接する場合には、幅員6メートル以上の一の道路にその境界線の全長の8分の1以上が接し、かつ、他の道路の幅員を4メートル以上としなければならない。

3 略

(敷地と道路との関係)

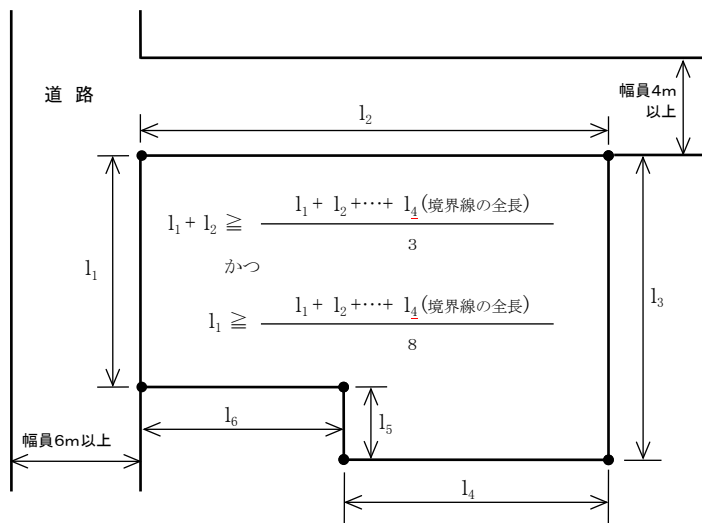
第8条 略

2 前項の特殊建築物のうち、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「興行場等」という。）の用途に供する建築物及び体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、卸売市場、展示場又は展覧会場で、かつ、それらの用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超える建築物の敷地は、その境界線の全長の5分の1以上が幅員6メートル以上の道路に接しなければならない。ただし、当該敷地の境界線の全長の3分の1以上が2以上の道路に接する場合には、幅員6メートル以上の一の道路にその境界線の全長の8分の1以上が接し、かつ、他の道路の幅員を4メートル以上としなければならない。

3 略

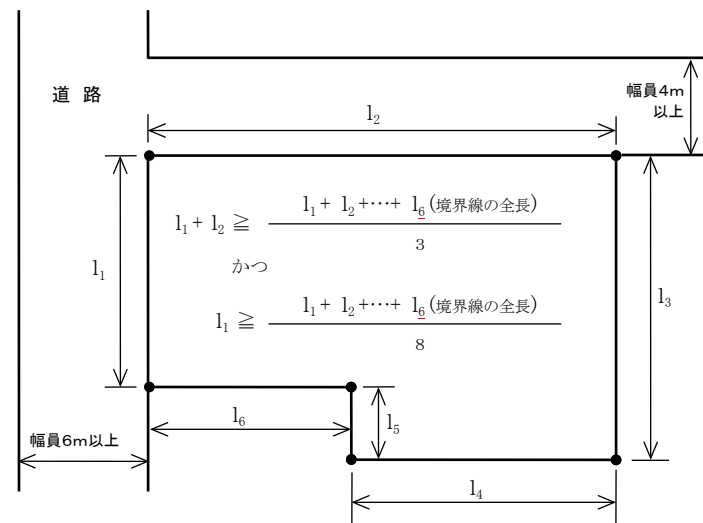
解説・適用例

●敷地に接している道路が2以上の場合（第2項ただし書の規定）



解説・適用例

●敷地に接している道路が2以上の場合（第2項ただし書の規定）



誤記訂正